

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応ガイドライン（最終版）

2020年2月25日制定
学校法人宮城学院

更新：2023年5月8日（最終版） ※更新履歴は最終ページにあります。

- ① 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応ガイドラインの廃止について」（学校法人宮城学院：5月8日）を1ページに掲載しました。
- ② 「新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について」（厚生労働省：5月8日時点）を1ページに掲載しました。
- ③ 「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（文部科学省初等中等教育局長：4月28日）を2ページに掲載しました。
- ④ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について」（4月27日：新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を7ページに掲載しました。
- ⑤ 「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限，施設の使用制限，業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について」（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長：4月27日）を9ページに掲載しました。
- ⑥ 「5類移行に伴う県の対応について」（4月26日：宮城県）を10～19ページに掲載しました。
- ⑦ 「今後の水際措置について」（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室：4月28日）を20ページに掲載しました。
- ⑧ 「新型コロナウイルス感染症に係る感染症法等の改正経緯」を21ページに掲載しました。

● 宮城県内の発生状況及び国内・国外の状況等は，22～24ページで確認してください。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応ガイドラインの廃止について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき，厚生労働大臣から，2023年5月7日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され，これに伴い同月8日に同法の5類感染症に位置付けられることとなりました。

このため，宮城県及び仙台市の新型インフルエンザ等対策行動計画に準拠し定めていた「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応ガイドライン」（2020年2月25日宮城学院）は，2023年5月8日をもって廃止します。

なお，5類移行後も引き続き感染動向や国等の対応について情報収集を行い，本学院の各種媒体を通じて情報提供，注意喚起を行います。

また，今後，オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどした場合は，国等の動きに合わせ，本学院においても速やかに対応を検討します。

○ 「新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について」

（2023年5月8日時点：厚生労働省）

※詳細については，次のリンク先を確認してください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>

【文部科学省通知】 令和 5 年 4 月 28 日

○ 「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」

（文部科学省初等中等教育局長）

※全文については、次のリンク先を確認してください。

https://www.city.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/333305_687139_misc.pdf

○ 「令和 5 年 5 月 8 日以降の大学等における新型コロナウイルス感染症対策について（周知）」

（文部科学省高等教育局高等教育企画課）

※全文については、次のリンク先を確認してください。

https://www.mext.go.jp/content/20230428-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf

○ 「新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行後の学校教育活動について（周知）」

（文部科学省初等中等教育局教育課程課）

※全文については、次のリンク先を確認してください。

https://www.mext.go.jp/content/20230428-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

○ 「5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」

（文部科学省初等中等教育局長）

※全文については、次のリンク先を確認してください。

https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_ope01-000004520_1.pdf

○ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」

※全文については、次のリンク先を確認してください。

https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

○ 「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和 5 年 5 月改定版）」

※全文については、次のリンク先を確認してください。

https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_kouhou01-000029522_1.pdf

(2020 年)

WHO は 1 月 30 日、新型コロナウイルス感染症を巡る緊急事態宣言を発出した
WHO は 3 月 11 日、「新型コロナウイルスはパンデミック（世界的流行）と言える」との見解を示した

○ 3 月 26 日、新型コロナ特措法第 15 条に基づく政府対策本部を設置

○ 3 月 28 日、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を決定

○ 4 月 7 日、7 都府県に緊急事態宣言を発出（5 月 6 日まで）

○ 4 月 16 日、全都道府県に緊急事態宣言を発出（5 月 6 日まで）

○ 5 月 4 日、全都道府県への緊急事態宣言の期間を延長（5 月 31 日まで）

○ 5 月 14 日、8 都道府県を除く 39 県（宮城県含む）について緊急事態宣言を解除

○ 5 月 21 日、8 特定警戒都道府県のうち 2 府 1 県について緊急事態宣言を解除

○ 5 月 25 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言

(2021 年)

○ 1 月 7 日、1 都 3 県に緊急事態宣言を発出（2 月 7 日まで）

○ 1 月 13 日、緊急事態宣言の区域変更（7 府県を追加）を発出（2 月 7 日まで）

○ 2 月 2 日、緊急事態宣言の期間延長（3 月 7 日まで）・区域変更（10 都府県）を発出

○ 2 月 28 日、10 特定警戒都道府県のうち 2 府 4 県について緊急事態宣言を解除

○ 3 月 5 日、1 都 3 県について緊急事態宣言の期間延長（3 月 21 日まで）を発出

○ 3 月 18 日、1 都 3 県について 3 月 21 日をもって緊急事態が終了する旨を公示

○ 4 月 1 日、宮城県、大阪府、兵庫県をまん延防止等重点措置の実施区域として公示
（4 月 5 日から 5 月 5 日まで）

○ 4 月 9 日、宮城県、大阪府、兵庫県に加え東京都、京都府、沖縄県をまん延防止等重点措置の実施区域として公示

○ 4 月 16 日、宮城県、大阪府、兵庫県、東京都、京都府及び沖縄県に加え埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県をまん延防止等重点措置の実施区域として公示

○ 4 月 23 日、1 都 2 府 1 県に緊急事態宣言を発出（5 月 11 日まで）

○ まん延防止等重点措置実施区域の拡大（7 県）及び期間延長等（5 月 11 日まで）を公示

- 5月7日、緊急事態宣言の対象地域である東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に愛知県、福岡県を加え、5月31日までの期間延長を発出
- まん延防止等重点措置実施区域に北海道、岐阜県、三重県を加え、5月31日までの期間延長及び宮城県の5月11日終了を公示

- 5月14日、緊急事態宣言の対象地域である東京都、京都府、大阪府、兵庫県、愛知県及び福岡県に北海道、岡山県及び広島県を加え、5月31日までの期間とする旨発出
- まん延防止等重点措置実施区域の埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、愛媛県及び沖縄県に群馬県、石川県及び熊本県（3県は6月13日まで）を加える旨公示

- 5月21日、緊急事態宣言の対象地域である北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県（5月31日まで）に沖縄県を加え、6月20日までの期間とする旨発出
- まん延防止等重点措置実施区域は埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県（5月31日まで）、群馬県、石川県及び熊本県（6月13日まで）とし、愛媛県及び沖縄県を外す旨公示

- 5月28日、1都1道2府5県について緊急事態宣言の期間延長（6月20日まで）を発出
- まん延防止等重点措置実施区域のうち埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県を6月20日まで延長し、群馬県、石川県及び熊本県を6月13日までとする旨を公示

- 6月10日、まん延防止等重点措置実施区域のうち群馬県、石川県及び熊本県は6月13日に終了、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県は6月20日までとする旨を公示

- 6月17日、緊急事態宣言の対象地域である10都道府県のうち、沖縄県は7月11日まで期間延長、9都道府県は6月20日をもって宣言を解除し、北海道、東京、愛知、京都、大阪、兵庫及び福岡の7都道府県は、まん延防止等重点措置に移行（7月11日まで）。岡山、広島は重点措置に移行せず完全解除
- まん延防止等重点措置実施区域の5県のうち、埼玉、千葉、神奈川の3県は7月11日まで期間延長、岐阜、三重の2県は6月20日をもって終了する旨を公示

- 7月8日、まん延防止等重点措置適用中の東京都に緊急事態宣言を発出及び沖縄県の緊急事態宣言の期間を延長（8月22日まで）
- まん延防止等重点措置実施区域の1道2府6県のうち、埼玉、千葉、神奈川の3県及び大阪府の期間延長（8月22日まで）、北海道、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県については期限の7月11日をもって終了する旨を公示

- 7月30日、まん延防止等重点措置適用中の埼玉、千葉、神奈川の3県及び大阪府に緊急事態宣言を発出及び東京都、沖縄県の緊急事態宣言の期間を延長（8月31日まで）
- 7月30日、北海道、石川、京都、兵庫、福岡の5道府県をまん延防止等重点措置の実施区域として公示（8月31日まで）

○ 8月5日、北海道、石川、京都、兵庫、福岡の5道府県に加え、福島、茨城、栃木、群馬、静岡、愛知、滋賀、熊本の8県をまん延防止等重点措置の実施区域として公示（8月31日まで）

- 8月17日、まん延防止等重点措置適用中の茨城、栃木、群馬、静岡、京都、兵庫及び福岡の7府県に緊急事態宣言を発出（8月20日から）及び埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪及び沖縄の6都府県の緊急事態宣言の期間を延長（いずれも9月12日まで）
- 8月17日、宮城、山梨、富山、岐阜、三重、岡山、広島、香川、愛媛及び鹿児島県の10県をまん延防止等重点措置に追加（8月20日から）及び北海道、福島、石川、愛知、滋賀及び熊本の6道県のまん延防止等重点措置の期間を延長（いずれも9月12日まで）

- 8月25日、緊急事態宣言の対象区域に北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県を追加（8月27日から9月12日まで）
- 8月25日、まん延防止等重点措置の区域から北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県を除外するとともに、高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県を対象区域に追加（8月27日から9月12日まで）

- 9月9日、緊急事態宣言の対象区域21都道府県のうち北海道、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、広島、福岡及び沖縄の19都道府県について期間を延長及び宮城、岡山の2県について緊急事態宣言を解除しまん延防止等重点措置に移行（いずれも9月30日まで）
- 9月9日、まん延防止等重点措置の区域12県のうち福島、石川、香川、熊本、宮崎及び鹿児島県の6県について期間を延長（9月30日まで）及び富山、山梨、愛媛、高知、佐賀及び長崎の6県の重点措置を解除

- 9月28日、北海道、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、広島、福岡及び沖縄の19都道府県に発出されていた緊急事態宣言の全てについて9月30日をもって解除
- 9月28日、宮城、福島、石川、岡山、香川、熊本、宮崎及び鹿児島県の8県に出されていたまん延防止等重点措置の全てについて9月30日をもって解除
- 9月28日、9月30日をもって新型コロナウイルス感染症緊急事態が終了する旨を公示

（2022年）

○ 2022年1月7日、広島県、山口県及び沖縄県をまん延防止等重点措置の実施区域として公示（1月9日から1月31日まで）

○ 1月19日、広島県、山口県、沖縄県の3県に加え、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、群馬県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県の1都12県をまん延防止等重点措置の実施区域として公示（1月21日から2月13日まで）

- 1月25日、まん延防止等重点措置を実施すべき期間、区域を公示（34都道府県）
- ・広島県、山口県、沖縄県の3県（1月9日から2月20日まで）
 - ・東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、群馬県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県の1都12県（1月21日から2月13日まで）
 - ・北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県の18道府県（1月27日から2月20日まで）

- 2月3日、まん延防止等重点措置を実施すべき期間、区域を公示（35都道府県）
- ・和歌山県（2月5日から2月27日まで）
 - ・広島県、山口県、沖縄県の3県（1月9日から2月20日まで）
 - ・東京都など1都12県（1月21日から2月13日まで）
 - ・北海道など18道府県（1月27日から2月20日まで）

- 2月10日、まん延防止等重点措置を実施すべき期間、区域を公示（36都道府県）
- ・高知県（2月12日から3月6日まで）
 - ・和歌山県（2月5日から2月27日まで）
 - ・広島県、山口県、沖縄県の3県（1月9日から2月20日まで）
 - ・東京都など1都12県（1月21日から3月6日まで）
 - ・北海道など18道府県（1月27日から2月20日まで）

- 2月18日、まん延防止等重点措置を実施すべき期間、区域を公示（31都道府県）
- ・広島県（1月9日から3月6日まで）
 - ・群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、岐阜、愛知、三重、香川、長崎、熊本及び宮崎の1都12県（1月21日から3月6日まで）
 - ・北海道、青森、福島、茨城、栃木、石川、長野、静岡、京都、大阪、兵庫、岡山、福岡、佐賀及び鹿児島県の15道府県（1月27日から3月6日まで）
 - ・和歌山県（2月5日から3月6日まで）
 - ・高知県（2月12日から3月6日まで）
- ※山形、島根、山口、大分及び沖縄の5県は期限の2月20日をもって解除

- 3月4日、まん延防止等重点措置を実施すべき期間、区域を公示（18都道府県）
- ・群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、香川及び熊本の1都8県（1月21日から3月21日まで）
 - ・北海道、青森、茨城、栃木、石川、静岡、京都、大阪及び兵庫の9道府県（1月27日から3月21日まで）
- ※福島、新潟、長野、三重、和歌山、岡山、広島、高知、福岡、佐賀、長崎、宮崎及び鹿児島の13県は期限の3月6日をもって解除

- 3月17日、まん延防止等重点措置に関する公示（令和4年1月7日）について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている令和4年3月21日をもって、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了する旨を公示

(2023 年)

○ 4 月 27 日、新型コロナウイルス感染症について、厚生労働大臣から、5 月 7 日をもって感染症法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い同月 8 日に同法の 5 類感染症に位置付けられた。このため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」は、5 月 8 日に廃止

○ WHO は 5 月 5 日、新型コロナウイルス感染症を巡る緊急事態宣言の終了を発表した

○ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について

令和 5 年 4 月 27 日：新型コロナウイルス感染症対策本部決定

※ 全文は、次のリンク先を確認してください。

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_050427.pdf

○ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について

令和 5 年 3 月 10 日：新型コロナウイルス感染症対策本部決定

※ 全文は、次のリンク先を確認してください。

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_050310.pdf

※ ポイントは、次のリンク先を確認してください。

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r2_050310.pdf

○ これからの身近な感染対策を考えるにあたって（新たな健康習慣についての見解）

令和 5 年 3 月 8 日：厚生労働省アドバイザリーボード

※ 見解の全文は、次のリンク先を確認してください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001069238.pdf>

○ マスク着用の考え方の見直し等について

令和 5 年 2 月 10 日：新型コロナウイルス感染症対策本部決定

※ 全文は、次のリンク先を確認してください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001056912.pdf>

○ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について

令和5年1月27日：新型コロナウイルス感染症対策本部決定

※ 全文は、次のリンク先を確認してください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001046577.pdf>

○ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて（概要）

令和5年1月27日：厚生科学審議会感染症部会

※ 「第70回厚生科学審議会感染症部会とりまとめ（概要）」（令和5年1月27日）は、次のリンク先を確認してください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001045763.pdf>

○ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて（本体）

令和5年1月27日；厚生科学審議会感染症部会

※ 「第70回厚生科学審議会感染症部会とりまとめ（本体）」（令和5年1月27日）は、次のリンク先を確認してください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001045762.pdf>

○ 直近の感染状況の評価等（抜粋）

（厚生労働省アドバイザリーボード資料1 : 2023年4月19日）

＜感染状況等の概要＞

- ・ 全国の新規感染者数は、直近の1週間では10万人あたり約46人となり、今週先週比は1.06と、緩やかな増加傾向となっている。
接触機会の増加や免疫の減衰、変異株の置き換わりの状況等が感染状況に与える影響に注意が必要。
- ・ 重症者数や死亡者数は横ばいとなっており、病床使用率は全国的に低い水準ある。

※ 「資料1 直近の感染状況の評価等」の全文は、次の厚生労働省ホームページのうち、「第121回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和5年4月19日）」のリンク先を開いて確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00424.html

○ 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について

（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長：2023年4月27日）

※ 全文は、次のリンク先を確認してください。

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20230427.pdf

○ 新型コロナワクチンについて（2023年5月7日時点：厚生労働省）

※ 新型コロナワクチン接種についての情報は、次のリンク先を確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

○ 新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書（接種証明書）について

（2023年5月7日時点：厚生労働省）

※ 電子版等詳細は、厚生労働省ホームページの次のリンク先を確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html

○ 「東北大学ワクチン接種センター」

※ 東北大学ワクチン接種センターは、2023年1月31日（火）をもって終了しました。

詳細は、次のポータルサイトから確認してください。

<https://miyagi-mass-vaccination.jp/>

5 類移行に伴う県の対応について

(2023 年 4 月 26 日:宮城県)

- ▽ 5 月 8 日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5 類感染症」に変更される方針が国から示されている。(季節性インフルエンザ等と同等の扱いとなる)

変更に伴う今後の対応

事項	5 月 7 日まで	5 月 8 日以降
感染法上の分類	新型インフルエンザ等 感染症 (2 類相当)	5 類感染症
対策本部	本部会議を全 53 回開催	廃止
緊急事態宣言等行動制限	できる	できない
県民等への要請	できる	できない (これまでの要請は終了)
飲食店認証制度等	実施	終了 (自主的な感染対策の取組に移行)
医療費	公費負担	自己負担 (段階的に移行)
外来医療	診療・検査医療機関で対応	外来対応医療機関で対応
入院勧告	できる	できない
感染者の待機	法に基づく 7 日間の外出自 粛要請	5 日間の外出自粛を推奨
ワクチン	自己負担なし	R6.3 まで自己負担なし
宿泊療養施設	県内各地で確保	原則終了
感染者の把握	全数把握	定点把握
相談体制	受診・相談センター/ 陽性者サポートセンター	「受診情報センター」に統合し 継続

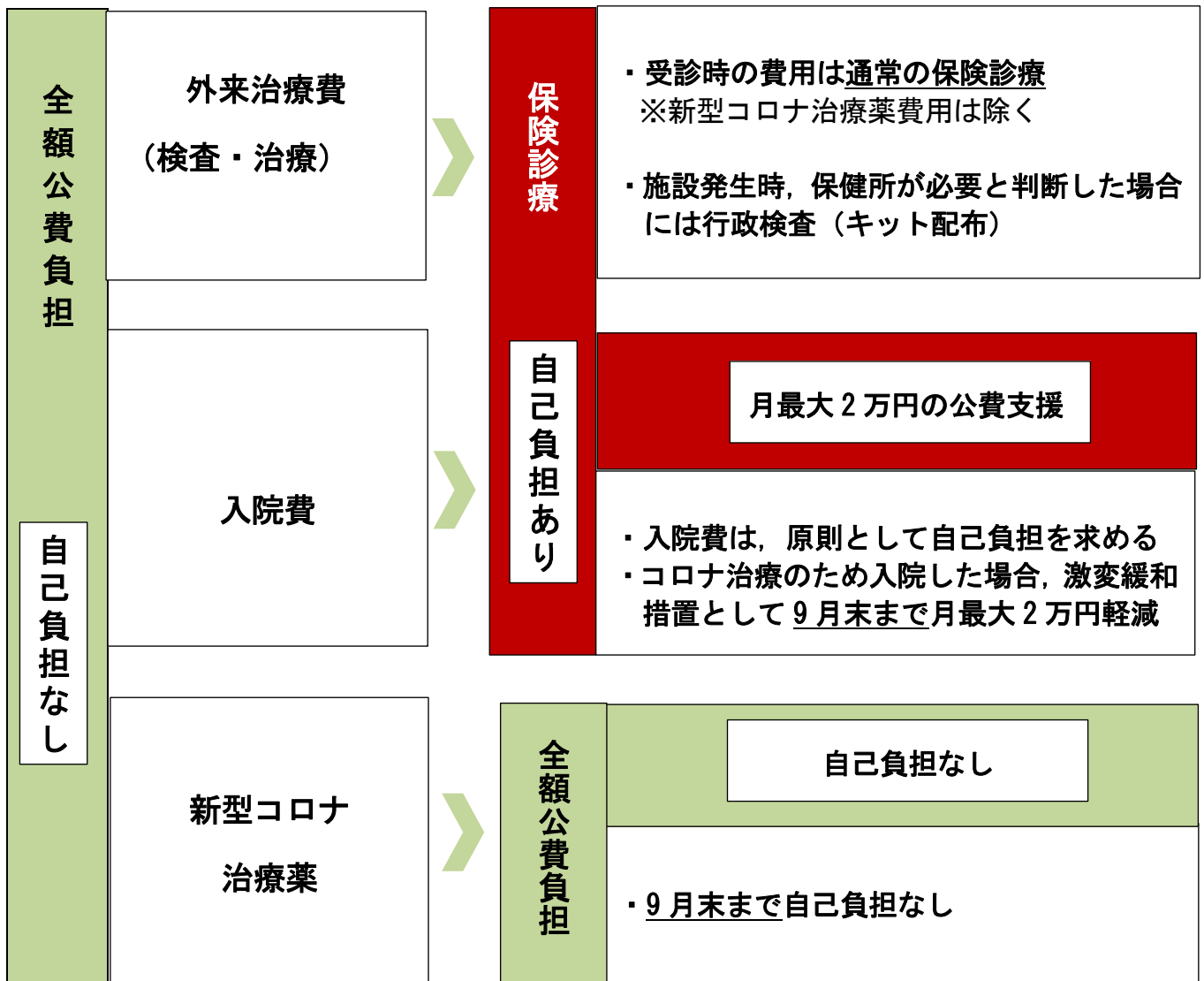
5 類移行後の保健医療の体制について（抜粋）

1 法的な取扱い（届出，入院勧告・措置，就業制限）

発生届	・感染症法第 12 条/15 条に基づく届出・報告 ①発生届（ハイリスク者） ②日時報告		・発生届・日時報告は、<u>5 月 7 日出分で終了</u>（5 月 7 日までの発生届は、5 月 14 日まで HER-SYS で遡り入力が可能） ・陽性者サポートセンター（登録部門）も終了
入院勧告・措置	・感染症法第 19 条/20 条に基づく入院勧告・措置 ・患者移送の根拠 ・入院調整の根拠		・入院勧告・措置の対象ではなくなる ・幅広い医療機関による自律的な通常の対応 ・行政は医療機関支援などの役割を担う
外出自粛健康観察	・感染症法第 44 条の 3 第 2 項 不要不急の外出自粛を要請 ・体調の報告と健康観察		・行政による外出制限がなくなる（個人判断） ・届出がないので健康観察は終了 ・発症後 5 日間かつ症状軽快 24 時間後までは外出を控え様子を見ることを推奨
就業制限	・感染症法第 18 条に基づく就業制限（罰則規定）		・行政による就業制限はなくなる ・個人の主体的な判断を尊重

終了

2 公費負担の取扱い（検査・治療，入院費，治療薬）



3 療養期間の考え方

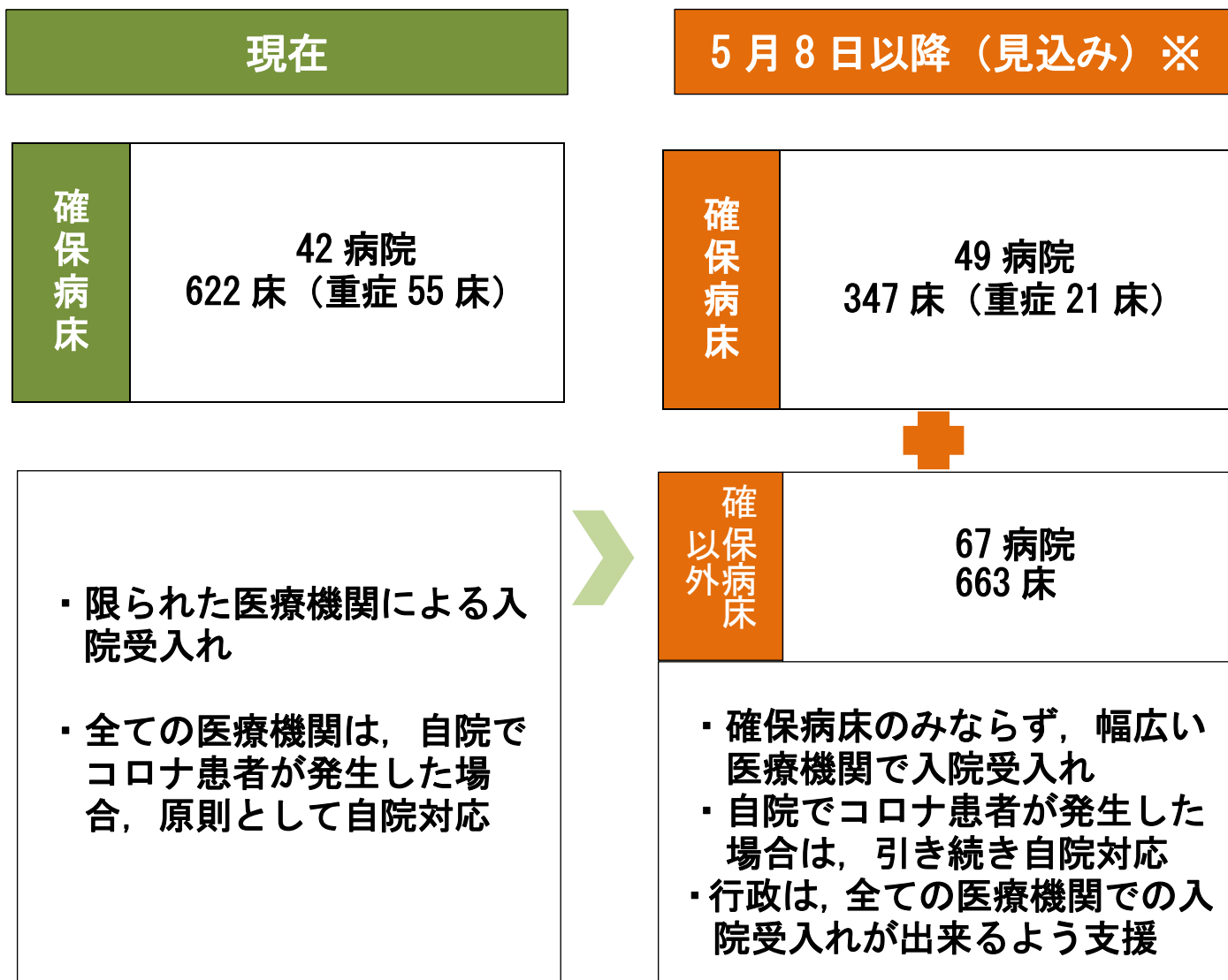
行政による外出制限・就業制限はなく、個人が主体的に判断

		0日 目	1日 目	2日 目	3日 目	4日 目	5日 目	6日 目	7日 目	8日 目	9日 目	10日 目	11日 目以降
陽性者	有症状者	発症日	発症から5日間かつ症状軽快から24時間経過までは外出を控えて様子を見ることを推奨 症状が重い場合は医師に相談すること					不織布マスク着用や高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮してください					咳やくしゃみ等が続く場合 咳エチケット（マスク着用など）を心がけましょう
			特に他人に感染させるリスクが高い期間					感染性のウイルスを排出している期間					
	無症状者	検体採取日	検体採取日から5日間は外出を控えることを推奨 やむを得ず外出する場合は、症状がないことを確認し、マスク着用等の徹底をお願いします					不織布マスク着用や高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮してください					
濃厚接触者			・保健所による濃厚接触者の特定は行われません ・法に基づく外出自粛は求められません										
			特に5日間（最終接触日を0日目）は自身の体調に注意すること										
			7日間は発症の可能性がある期間										
			手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をしましょう										

4 入院調整にかかる基本的な考え方



5 入院調整にかかる基本的な考え方

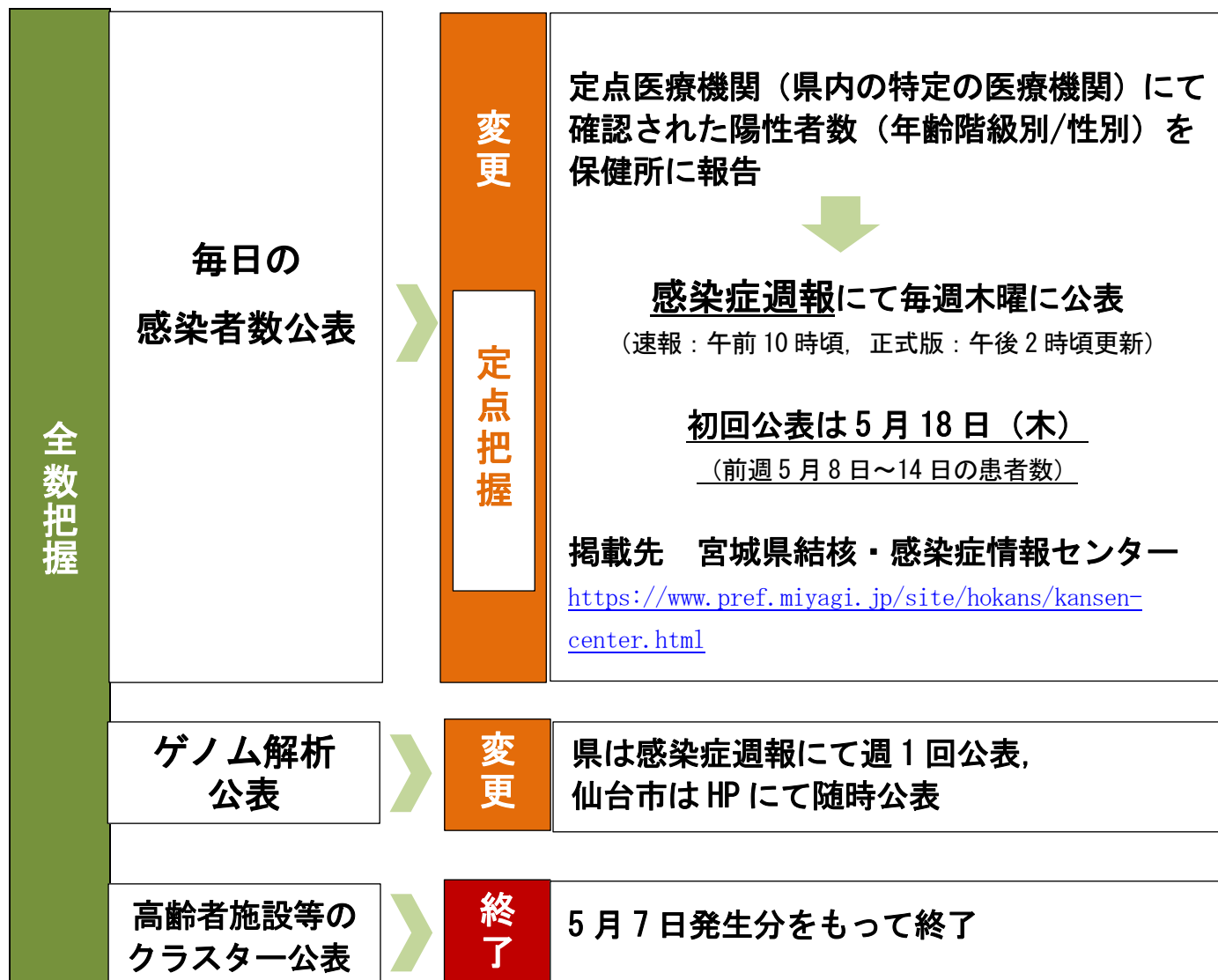


※新型コロナウイルス感染症法上の位置づけ変更に伴う新型コロナ陽性患者の受入にかかる意向調査より（R5.4.7）

6 患者支援体制

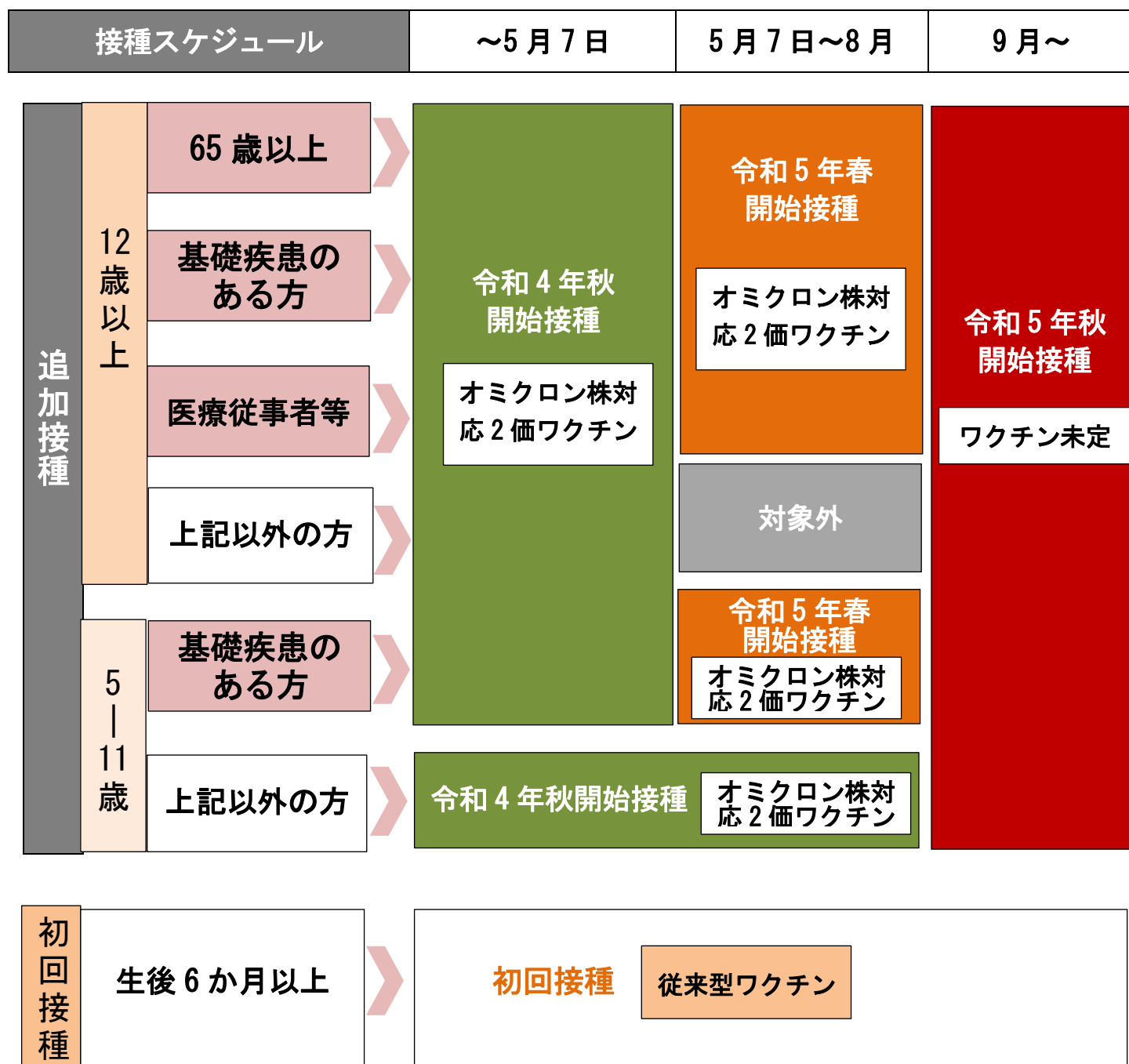
発熱外来	診療・検査医療機関の指定, 公表	変更	幅広い医療機関で診療が可能 発熱診療を実施する「外来対応医療機関」を公表
受診相談 陽性相談	受診・相談センター 体調悪化時の相談	継続	機能を統合して「受診情報センター」 として継続 ☎ 0120-056-203 (24 時間年中無休)
宿泊療養	隔離目的のホテル入所 要介護高齢者の隔離療養	終了 継続	5 月 7 日 (日) で終了 ケア付き宿泊療養施設は最長 9 月末 まで継続 (自己負担あり)
搬送	入院・ホテル等送迎	終了	原則終了 (ケア付き療養施設入所時のみ実施)
生活 支援品	パルスオキシメーター・ 食品・日用品・子供用品	終了	5 月 7 日 (日) をもって配送終了
陽性者 登録	陽性者サポートセンター	終了	5 月 7 日 (日) をもって登録終了
検査キッ ト配布	有症状者向けキット配布	終了	5 月 7 日 (日) をもって配布終了 (5 月 5 日 (金) 受付分まで)
無料検査	感染不安のある県民向 け一般検査事業	終了	5 月 7 日 (日) をもって無料対応は 終了

7 公表（発生動向調査）



8 新型コロナワクチン接種

5 類移行後も予防接種法に基づく「特例臨時接種」として、令和 6 年 3 月 31 日まで自己負担なし



教育現場の対応

1 県立学校

(1) 平時の対応

感染予防対策	具体的な対応
日常の健康観察	発熱や咳等の症状の有無を確認する（健康観察表の提出や検温は必須としない）
換気の確保	可能な限り常時、困難な場合はこまめに換気を行う
手洗い等手指衛生の励行	こまめな手洗いを行う
清掃や消毒	日常の清掃活動により清潔な空間を保つ（清掃以外の特別な消毒作業は不要）
部活動の大会等への参加	主催者や競技団体等の作成するガイドラインを遵守する

(2) 感染者が増加した場合の対応

- ① 感染者が増加した場合には、活動の場面に応じて、身体的距離を確保したり、会話を控える等の対策を講じる。
- ② 部活動は専門家の助言を踏まえた感染予防対策（令和5年3月24日付け保体第435号）を参考に活動する。
※詳細は、今後の国の衛生管理マニュアルの改定を踏まえ、改めて県立学校に通知するとともに市町村教育委員会に情報提供する。

2 私立学校

上記の県立学校の対応について、県内の私立学校に対して周知する。

（参考）令和5年3月24日付け保体第435号

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/43058/20230324.pdf>

※ 「5類移行に伴う県の対応について」（4月26日：宮城県）の全文は、次のリンク先を確認してください。

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/675/taiounaiyou.pdf>

※ 「新型コロナウイルス感染症が5類に移行します」（4月27日：仙台市）の全文は、次のリンク先を確認してください。

<https://www.city.sendai.jp/kikikanri/kinkyu/corona2020/juyo/5ruiikou.html>

○ 今後の水際措置について (内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)

2023 年 4 月 28 日

- ・ 今後の水際措置について
https://corona.go.jp/news/news_20211105_01.html

○ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について (出入国在留管理庁)

- ▼ 閣議了解の廃止及び全ての国・地域の上陸拒否対象地域の指定解除 (2023 年 4 月 28 日)
https://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html

○ 国・地域別の海外安全情報 (外務省：随時更新)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○ 日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置 (外務省：随時更新)

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

○ 新型コロナウイルス感染症に係る感染症法等の改正経緯

- 2008 年（平成 20 年）感染症法等の改正
 - 感染症分類の見直し
 - ・ 新型インフルエンザ等感染症の類型を創設
- ◆ 2012 年（平成 24 年）特措法の制定
 - 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
 - ・ 政府・自治体等行動計画の策定，政府・自治体等対策本部の設置，緊急事態宣言等
- ◆ 2020 年（令和 2 年）特措法の改正
 - 新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等とみなし同法及び同法に基づく命令の規定を適用
- 2021 年（令和 3 年）感染症法等の改正
 - 感染症分類の見直し
 - ・ 新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等感染症に追加
 - 電磁的方法による発生届出
 - 宿泊療養・自宅療養を法的に位置付け等
- ◆ 2021 年（令和 3 年）特措法の改正
 - 「まん延防止等重点措置」の創設
 - 臨時の医療施設
 - 緊急事態措置の見直し等
- 2023 年（令和 5 年）感染症法施行規則の改正
 - 5 類感染症に位置付け，インフルエンザと同様，指定届出機関による届出対象疾病に追加
新型インフルエンザ等感染症から変更されることに伴う所要の措置等
 - 令和 5 年 5 月 8 日施行

○ 学校保健安全法等

- ★ 2023 年（令和 5 年）学校保健安全法施行規則の改正
 - 新型コロナウイルス感染症の第 2 種の感染症への追加
 - ・ 感染症法上の位置付けが変更されることから，第 1 種の感染症からインフルエンザ相当の第 2 種の感染症に，新型コロナウイルス感染症を追加
 - 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準の設定
 - ・ 第 2 種の感染症に位置付けることに伴い，「治癒するまで」としているところ，「発症した後 5 日を経過し，かつ，症状が警戒した後 1 日を経過するまで」とする規定を追加
 - 令和 5 年 5 月 8 日施行

○ 参考情報

1 宮城県内の発生状況（集計：宮城県・仙台市発表）

（5月7日）

新規感染者数 （うち仙台市）	うち陽性者登録数	累積感染者数 （うち仙台市）	入院者数 （うち仙台医療圏）	重症者数 （うち仙台医療圏）	宿泊療養者数	死亡者数累計 （うち仙台市）
293 人 （ 141 人）	15 人 （ 人）	542,706 人 (278,547 人)	67 人 （ 46 人）	3 人 （ 1 人）	21 人	970 人 （ 475 人）

○確保病床の状況 県全体の利用率 10.8%（67人/622床） // 仙台医療圏の利用率 11.5%（46人/399床）
 ○受入可能病床の状況 県全体の利用率 34.0%（67人/197床） // 仙台医療圏の利用率 46.0%（46人/100床）

（クラスター発生状況）

例	業種・業態	感染者数	市町村

（実効再生産数）宮城県：5月7日時点

1.00

※1人の感染者が全感染期間に感染させる人数の平均値

・1以上で増加傾向

・1未満で減少傾向

（新型コロナワクチンの接種率％）5月6日時点：内閣官房 IT 総合戦略室

	1回目接種率	2回目接種率	3回目接種率	4回目接種率	5回目接種率
宮城県	79.52 (94.20)	79.12 (93.95)	71.97 (93.55)	50.26 (87.31)	27.52 (73.79)
全 国	77.97 (92.71)	77.52 (92.49)	68.69 (91.33)	46.51 (83.80)	24.29 (67.59)

※ ワクチン接種記録システム VRS に集計されたデータ（医療従事者等を除く）

※ 表中括弧内は65歳以上

【県内新規感染者数の推移 4月～5月】

日		月		火		水		木		金		土	
26	139	27	86	28	155	29	174	30	159	31	122	4/1	146
2	154	3	96	4	140	5	184	6	146	7	142	8	149
9	136	10	64	11	179	12	189	13	157	14	164	15	163
16	125	17	74	18	170	19	215	20	213	21	208	22	201
23	134	24	110	25	218	26	254	27	247	28	229	29	271
30	133	5/1	97	2	258	3	343	4	188	5	105	6	154
7	293												

※ 赤字は前週の同曜日比較で増、青字は減を表す。

2 感染状況

(1) 感染状況

- 5月7日現在、宮城県内の新型コロナウイルス累積感染者数は542,706人（前週差+1,341人）、うち仙台市が278,547人（51.3%）（+662人）。10時時点の入院者数67人（+18人）、宿泊療養者数21人（▲32人）、重症者数3人（+2人）、死亡者数累計970人（+1人）。
- （新規感染者数）厚生労働省によると、県内の新規感染者数は、直近の1週間（～4/28）では10万人あたり60.60人（前週差+9.7人）となり、今週先週比は1.19（+0.1）と漸増傾向が続いている。
- （直近1週間の感染者数）直近1週間（4/27～5/3）の新規感染者数は1,578人で、前週の1,338人に比べて240人（17.9%）上回り、4週連続で増加した。
- （病床利用率等）確保病床の利用率は、3/27から1桁台が続いていたが、5/6に10%を上回り、7日時点で10.8%となっている。重症者数は2/8から1桁台が継続し、5/7時点で3人。死亡者数は12週連続で1桁台と横ばいが続いている。
- （クラスター）これまでのクラスター発生は1,035件。12月には過去最多の149件の発生があったが、年が明けて減少傾向が続く、3月9件、4月7件、5月は7日時点で1件となっている。

(年代別) 直近1週間 (4/27～5/3) の感染者は、3週ぶりに40代が最多の16.2%。次いで10代、20代、30代と続いた。60代以上は20.3%と2週ぶりに全体の2割を上回った。

(実効再生産数) 1人の感染者から何人に広がるかを示す実効再生産数は、全国的には直近 (5/7) で1.00、宮城県も同時点で1.00と、増加傾向を示す1以上となっている。

(全国の感染状況) 厚生労働省によると、全国の新規感染者数は、直近の1週間 (～4/28) では10万人あたり57.34人 (+7.0人)、今週先週比は1.14 (+0.0) と緩やかな増加傾向が続いている。確保病床使用率は全国平均で7.2% (+0.5) と1割を下回る水準が続き、重症者数及び死亡者数は横ばいとなっている。

【厚生労働省アドバイザリーボード 4/19】

〈流行株〉国内ではBQ.1系統を含むBA.5系統が主流となっていたが、3月頃からその割合は減少傾向にある。一方、米国から多く報告されているXBB1.5系統や欧州から多く報告されているXBB1.9系統、インドから多く報告されているXBB1.16系統を含むXBB系統の割合は上昇傾向にある。なお、国内における感染者の減少に伴い変異株の登録数が減少しているため、変異株の割合について考慮する際は注意が必要。

〈今後の見通しについて〉今後の感染状況について、地域差はあるものの、全国の新規感染者数が横ばいから緩やかな増加傾向が継続する可能性もあり注視が必要。今後、接触機会の増加や免疫の減衰、より免疫逃避が起こる可能性のある株の割合の増加等が感染状況に与える影響についても注意が必要。

・過去2年の状況を踏まえると、今後、5月の連休明けに感染が拡大し、その後一旦減少となり、再度夏に向けて感染拡大することがあり得る。

・季節性インフルエンザについて、一部地域ではいまだに注意報レベルにあるものの、例年の傾向を踏まえると、今後さらに減少することが見込まれる。

(2023/5/7 現在)

	R2.2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
新規感染者数	1	6	81	0	6	66	47	199	320	484	981
1日当たり	1.0	0.2	2.7	0.0	0.2	2.1	1.5	6.6	10.3	16.1	31.6
死亡者数	0	0	0	1	0	0	1	0	0	8	6
	R3.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
新規感染者数	1,219	214	2,412	2,007	812	272	780	4,805	1,493	62	14
1日当たり	39.3	7.6	77.8	66.9	26.2	9.1	25.2	155.0	49.8	2.0	0.5
死亡者数	6	3	7	38	13	7	1	13	13	1	0
	12月	R4.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
新規感染者数	10	5,311	18,772	17,617	16,206	12,676	7,072	40,233	91,627	33,866	22,897
1日当たり	0.3	171.3	670.4	568.3	540.2	408.3	235.7	1,297.8	2,955.7	1,128.9	738.61
死亡者数	0	0	28	28	14	9	3	13	93	88	23
	11月	12月	R5.1月	2月	3月	4月	5月	計			
新規感染者数	79,176	102,356	53,032	13,181	5,944	5,011	1,438	542,706			
1日当たり	2,639.2	3,301.8	1,710.7	470.8	191.7	167.0	205.4	448.4			
死亡者数	106	211	157	44	20	14	1	970			

(2) 年代別週別感染者数

陽性判明日	区分	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90歳～	合計	死者数
4/20～4/26 (木曜-水曜)	感染者数	122	201	209	174	205	178	111	72	53	13	1,338	1
	割合%	9.1	15.0	15.6	13.0	15.3	13.3	8.3	5.4	4.0	1.2		
4/27～5/3 (木曜-水曜)	感染者数	141	230	219	213	256	198	145	96	55	25	1,578	5
	割合%	8.9	14.6	13.9	13.5	16.2	12.6	9.2	6.1	3.5	1.6		

(3) クラスターの発生状況 (5月7日現在) ※ クラスター認識日で集計

月	件数	月	件数	業種業態	件数	市町村	件数
4月	3	2月	52	飲食店(接待を伴うもの)	18	仙台市	329
7月	2	3月	62	飲食店(酒類を提供するもの)	23		
8月	1	4月	51	飲食店(その他)	7	仙台市以外	706
9月	6	5月	55	高齢者施設	503		
10月	6	6月	27	障害福祉施設	57	合計	1035
11月	14	7月	37	医療機関	132		
12月	19	8月	76	児童関連施設	9		
1月	14	9月	51	幼稚園	15		
2月	1	10月	27	保育施設	134		
3月	26	11月	97	教育機関(小学校)	21		
4月	26	12月	149	教育機関(中学校)	5		
5月	11	1月	81	教育機関(高等学校)	21		
6月	3	2月	19	教育機関(大学)	7		
7月	10	3月	9	専門学校	6		
8月	30	4月	7	事業所・庁舎・事務所など	39		
9月	21	5月	1	遊興施設・娯楽施設など	10		
1月	41			その他	28		
		合計	1035	合計	1035		

3 感染状況の指標等

病床使用状況 (5月7日10時時点 宮城県発表)

確保病床の使用状況

	全県		仙台医療圏	
	全入院者	うち重症者	全入院者	うち重症者
使用率	10.8%	5.5%	11.5%	2.5%
使用病床数	67床	3床	46床	1床
確保病床数	622床	55床	399床	40床

※確保病床 … 各医療機関から報告のあった現時点で確保している病床の数

受入可能病床の使用状況

	全県		仙台医療圏	
	全入院者	うち重症者	全入院者	うち重症者
使用率	34.0%	20.0%	46.0%	16.7%
使用病床数	67床	3床	46床	1床
受入可能病床数	197床	15床	100床	6床

※受入可能病床数 … 対応人員や入院退院の状況により実際に各医療機関が当日に受入可能な病床の数

■ 国内の感染者数等の状況は、次のリンク先を確認してください(厚生労働省:5月7日版)。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32960.html

◆ 国外の感染者数等の状況は、次のリンク先を確認してください

(米国ジョンス・ホプキンス大学システム科学工学センター(CSSE):リアルタイム更新)。

<https://gisanddata.maps.arcgis.com/apps/opsdashboard/index.html#/bda7594740fd40299423467b48e9ecf6>

内閣官房

新型コロナウイルス感染症対策

<https://corona.go.jp/>

仙台市ホームページ

<https://www.city.sendai.jp/kikikanri/kinkyu/corona2020/index.html>

宮城県ホームページ

<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/index.html>

【更新履歴】

2月26日(第2版)	2月27日(第3版)	2月28日(第4版)	2月29日(第5版)
3月2日(第6版)	3月3日(第7版)	3月5日(第8版)	3月6日(第9版)
3月9日(第10版)	3月10日(第11版)	3月11日(第12版)	3月13日(第13版)
3月15日(第14版)	3月19日(第15版)	3月20日(第16版)	3月25日(第17版)
3月27日(第18版)	3月30日(第19版)	3月31日(第20版)	4月2日(第21版)
4月5日(第22版)	4月7日(第23版)	4月9日(第24版)	4月12日(第25版)
4月15日(第26版)	4月19日(第27版)	4月22日(第28版)	5月6日(第29版)
5月12日(第30版)	5月15日(第31版)	5月18日(第32版)	5月22日(第33版)
5月27日(第34版)	6月4日(第35版)	6月7日(第36版)	6月19日(第37版)
6月28日(第38版)	7月2日(第39版)	7月13日(第40版)	7月15日(第41版)
7月20日(第42版)	7月27日(第43版)	8月7日(第44版)	8月11日(第45版)
8月24日(第46版)	8月27日(第47版)	8月31日(第48版)	9月3日(第49版)
9月6日(第50版)	9月14日(第51版)	9月16日(第52版)	9月18日(第53版)
9月28日(第54版)	10月15日(第55版)	10月22日(第56版)	10月29日(第57版)
11月8日(第58版)	11月16日(第59版)	11月19日(第60版)	11月26日(第61版)
11月30日(第62版)	12月7日(第63版)	12月13日(第64版)	12月21日(第65版)
1月8日(第66版)	1月15日(第67版)	1月25日(第68版)	2月4日(第69版)
2月8日(第70版)	2月10日(第71版)	2月15日(第72版)	2月22日(第73版)
3月4日(第74版)	3月11日(第75版)	3月22日(第76版)	4月5日(第77版)
4月12日(第78版)	4月19日(第79版)	4月26日(第80版)	4月30日(第81版)
5月10日(第82版)	5月16日(第83版)	5月24日(第84版)	5月31日(第85版)
6月7日(第86版)	6月14日(第87版)	6月18日(第88版)	6月28日(第89版)
7月5日(第90版)	7月12日(第91版)	7月19日(第92版)	8月2日(第93版)
8月19日(第94版)	8月27日(第95版)	9月2日(第96版)	9月13日(第97版)
9月30日(第98版)	10月21日(第99版)	11月1日(第100版)	11月15日(第101版)
11月22日(第102版)	11月26日(第103版)	12月23日(第104版)	1月11日(第105版)
1月17日(第106版)	1月20日(第107版)	1月28日(第108版)	2月3日(第109版)
2月21日(第110版)	3月1日(第111版)	3月7日(第112版)	3月28日(第113版)
4月11日(第114版)	5月16日(第115版)	8月7日(第116版)	8月29日(第117版)
9月13日(第118版)	10月3日(第119版)	12月1日(第120版)	1月19日(第121版)
2月1日(第122版)	2月13日(第123版)	3月13日(第124版)	5月8日(最終版)